

埼玉県さいたま地域医療構想調整会議要綱

第1 設置に関すること

(設置)

第1条 さいたま保健医療圏（構想区域）における医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づく、埼玉県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的とし、埼玉県さいたま地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 調整会議の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 構想の推進に係る協議に関すること
- (2) その他、さいたま保健医療圏内の実情に応じ必要な事項

(組織)

第3条 調整会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とし、第7条で定める調整会議事務局の長が選任する。

- (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び病院団体の代表
 - (2) 各医療機能を有する医療機関の代表
 - (3) 医療保険者の代表
 - (4) さいたま市の職員
 - (5) 保健所長
 - (6) その他必要と認められる者
- 2 前項第6号の選任にあたっては、議事内容に応じて調整会議に出席する特別委員を選任することができるものとする。
- 3 前2項の規定による委員の選任に際しては、地域的均衡その他地域の実情等を十分勘案するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 調整会議に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、調整会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 調整会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ず調整会議を欠席する場合には、当該委員は代理の者を指名して協議会に出席させることができる。
- 5 前項の規定により、調整会議に出席した代理の者については、委員とみなす。
- 6 調整会議の議事に関して、広く周知を図り又は意見を聴く必要がある場合は、説明会や公聴会を開催することができる。

(調整会議の庶務)

第7条 調整会議の庶務は、埼玉県保健医療部保健医療政策課に設ける事務局において処理するものとする。

- 2 さいたま市は、事務局の求めに応じ、調整会議の運営等に関し協力するよう努めるものとする。

第2 運営に関すること

(調整会議の開催回数)

第8条 調整会議は、原則として年2回開催とする。ただし、病院整備計画の公募実施等、特別に協議すべき議題がある年は、開催回数を追加することができる。

(調整会議の公開)

第9条 調整会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(資料の事前配布)

第10条 事務局は、調整会議の資料を開催日の1週間前までに委員に配布し、事前に委員が目を通せるように努めるものとする。

(議事運営)

第11条 議長は、調整会議において委員全員が発言できるよう配慮した議事運営を行うものとする。

- 2 事務局は、必要に応じ事前に、委員への意見聴取、現場の状況や取組の発表依頼を行い、調整会議当日の議長の議事運営を補佐する。

- 3 事務局は、資料のペーパーレス化及びWEB方式での会議開催に努めるものとする。

(資料等のホームページでの公表)

第12条 事務局は、調整会議の資料を調整会議開催後1週間以内に埼玉県ホームページで公表する。

- 2 事務局は、調整会議の議事概要を調整会議開催後速やかに埼玉県ホームページで公表する。

第3 協議に関すること

(協議事項)

第13条 調整会議では、次の事項について協議する。

- (1) 病床の機能分化・連携に関すること
- (2) 病床機能報告及び定量基準分析に関すること
- (3) 非稼働病棟に関すること
- (4) 病床整備に関すること
- (5) 病床機能の転換に関すること
- (6) その他別に定めること

第4 その他

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、調整会議について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による委員の選任及び第7条の規定による協議会の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。